

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山水会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金を支給しない。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 別表に定める報酬及び交通費（以下「報酬等」という。）を支給する。
- (2) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費・日当・宿泊料）を支給する。

(当法人職員と給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等を支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬は、当該年度3月に一括払いとする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

<別表> 非常勤役員等の報酬等の算定方法

(1) 評議員

種別	内 容	支給額
報 酬	評議員会等会議への出席	日額 3,500 円
交通費	評議員会等会議出席のための交通費	日額 1,500 円

(2) 理 事

種別	内 容	支給額
報 酬	理事長報酬	年額 180,000 円
	理事会等会議への出席	日額 3,500 円
交通費	理事会等会議出席のための交通費	日額 1,500 円

※理事長については、月2回程度の出勤とし、1回の時間は2時間程度とする。

また、報酬は、年間報酬のみとし、日額の報酬は支給しない。但し、理事会等会議への出席に係る交通費は支給する。

(3) 監 事

種別	内 容	支給額
報 酬	監事監査及び理事会・評議員会等会議への出席	日額 3,500 円
交通費	監事監査及び会議等出席のための交通費	日額 1,500 円